

新労務単価等の運用に係る特例措置について

1. 措置の内容

「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和7年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新労務単価等」という。）の決定に伴い、令和7年3月1日以降に契約を行う工事又は工事に係る委託業務のうち、「令和6年3月から適用した公共工事設計労務単価」及び「令和6年度設計業務委託等技術者単価」（以下、「旧労務単価等」という。）を適用して予定価格を積算した契約について、発注者から受注者に対し、新労務単価等に基づく契約に変更するための協議（打合せ簿）を行う。

※随意契約も対象

2. 対象案件

令和7年3月1日以降に契約を行う工事又は工事に係る業務委託のうち、旧労務単価等を適用して予定価格を積算しているもの。

3. 契約金額の変更

変更後の契約金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価等及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

4. 変更協議の期間

協議書（打合せ簿）を通知した日を協議開始の日とし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が契約金額の変更額を定め、受注者に通知する。